

滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要第四十九号（二〇一六年三月）抜刷

菅浦文書の「発見」とその前後

松井直人

【論文】

菅浦文書の「発見」とその前後

松井直人

はじめに

平成二四年（二〇一二）に開始された科学研究費助成事業「中・近世「菅浦文書」の総合的調査・公開と共同研究—中・近世村落像の再検討^①」において、筆者は主に「菅浦文書研究文献データベース」の構築作業を行ってきた。本データベースは、菅浦文書を史料として引用している文献を、刊本『菅浦文書』の文書番号、翻刻文の有無等のデータとともに網羅的に集積したもので、現在七〇〇点に近い文献を検出するに至っている。本データベースはそれ自体がいわば菅浦文書の「利用史」を反映したものだといえ、本稿は、その作業を進める中で浮上してきた、菅浦文書の「発見」（本稿では「主に学術的利用を目的とした調査・目録作成・読解の開始」という意味を込める場合に「」を付している）、及びその後の文書「利用史」の一齣を具体的な史料に基づきあきらかにすることを通じて、史学史的見地からの「菅浦文書史」の深化を企図するものである。

『国史大辞典』の「菅浦文書」項から、本稿の目的にかかわる記述を抜粋すると、「すでに明治年間（一八六八—一九二二）菅浦区では（菅浦文書の―筆者注）一部を整理分類していたが、その他「開けずの箱」

に納められた供御人関係文書も鎮守須賀神社に保管されていた。これらは大正六年（一九一七）中村直勝により発見、学界に紹介され、並行して東京大学史料編纂掛・京都大学文学部国史研究室で影写され、『滋賀県史』『東浅井郡志』にも一部採録された。その後『彦根論叢』に全点掲載されたのち、昭和三十五年（一九六〇）・四十二年に滋賀大学経済学部史料館より『菅浦文書』上下巻として公刊された。原本は現在同史料館に保管されている^②とある。近現代における「菅浦文書史」の通説的な理解といつてよからう。しかし、これまで指摘されていないものの、昭和三五年に公刊された『菅浦文書』の序文には、「本文書は夙に大正の初年において東京大学史料編纂掛の採訪するところとなり」（傍点は筆者による。以下同じ）とあり、文書の発見者を中村直勝とする先の通説的叙述とは異なる見解が示されている。戦後、菅浦文書を用いた中世史研究が展開される中、菅浦文書「発見」とその前後の事情に関する分析は、——早い段階から歴史的な事実関係にいくつかの混乱が認められていたにもかかわらず——長らく等閑視されてきたといえよう。

とはいえ、このような「菅浦文書史」に着目した研究は、すでに一定の蓄積を有している。その嚆矢が、菅浦文書に対する史料批判を初めて本格的に行った関口恒雄氏の研究である。氏の研究は、菅浦文書の利用・保管形態を通じた村落構造や住民組織の解明を主眼としているが、その中で、菅浦文書の保管体制や文書「発見」の経緯についても言及がなされた。そしてとりわけ重要なのが、関口氏の研究を受け継ぎ、菅浦文書を改めて総合的に分析した田中克行氏の研究である。田中氏による作業によって初めてあきらかにされた事実は多岐にわたるが、特に以下の二点について、本稿の問題意識とあわせて提示しておきたい。

まず一点目は、菅浦区に共有文書として伝来した文書群全体（現在は滋賀大学経済学部附属史料館の寄託となっている）の構造と分類を初めて提示したことである。本稿全体の叙述にかかわるため、ここで田中氏の知見をまとめておきたい。

A群…中世の部・その1（一〇六八九号・一二四四〇～一二六一号、六九〇〇～六九九七号）（二〇〇号）は刊本『菅浦文書』の文書番号を指す。以下同じ）

区長回り持ちの通称「開けずの箱」に納められていた文書群。第壹号綴から第三四号綴までの帖綴された一群（一〇六八九号）、「号外」の表題のある綴り（一二四四〇～一二六一号）⁶、包紙が付随し、未帖綴の文書群（六九〇〇～六九九七号）からなる。

B群…須賀神社所蔵（六九八〇～七二五五号）

須賀神社に別置されていた文書群（よって厳密にはこれら全体を「所蔵文書」とは称しがたい―筆者注）。「い」「ろ」「は」…の符号をもつ包紙を備えた文書が集中している。⁷ それら符号を持つ包紙を備えた文書はA群にもあり、特定の文書番号に集中する傾向にある。田中氏は、これらはすべて元来B群（以下、この段階におけるB群文書を旧B群文書と呼称）に属していたと推測している。

また、「い」「ろ」「は」…の符号の包紙を持たない文書は①元来の須賀神社所蔵文書（七二四号及び刊本未収録文書一点）、②土地関係証文（六九八〇～七〇五、七二〇号。うち六九八、七〇〇、七〇一号は須賀神社所蔵文書と呼びうる内容である）、③符号はないが、近世の包紙が加えられている文書（七一一、七一二、七二二号）、④その他（七一八、七一九、七二三、七二五号。これらは本来A群に属した可能性がある）

にわけられる。

C群…中世の部・その2（七二六〇～一二四三号）

菅浦共有文書ではあるが、帖綴されていない文書群。A群と質的な差はなく本来一体のものであったとされる。なお、関口氏の研究により、A群・C群文書には近世菅浦家文書及び菅浦共有文書近世分の混入が認められることが指摘されている。

D群…近世の部

菅浦の惣寺阿弥陀寺に保管されていた文書群。近世後期から明治一〇年頃までの文書が多い（なお、近年本史料群の再整理作業が進み、目録が公開された。⁹ 本稿でもこれらの文書を利用している）。

E群…近現代の部

現在菅浦区で管理されている文書群。これらも現在阿弥陀寺で保管されており、平成二八年（二〇一六）現在、滋賀大学経済学部附属史料館による整理・撮影作業が進められている。本稿でも用いる「歳入出明細帳」などはここに含まれている。¹⁰

以上の分類の有効性については後に関説するが、結論としては概ね踏襲して問題ないものと思われる。よって以下ではこれらの分類に基づいて論を進める。ただし、これらの文書区分が発生した時期・経緯やその性質などについては若干考察の余地が残されており、本稿において改めて考察を加えることとした。

そして二点目は、明治期から文書の「発見」を経て、現在に至るまでの菅浦文書の歴史を取り上げたことである。史学的見地からそれを整理したのは田中氏が最初であり、文書発見時における中川泉三・三上参次の関与や、計二回にわたる菅浦文書の京都帝国大学（以下京大）への

搬出といった事実を提示した点は、「菅浦文書史」を考察する上で極めて重要なものである。さらに近年、菅浦区内の阿弥陀寺住職である秋山富男氏が、菅浦及び阿弥陀寺に残される史料などを用いて、「菅浦文書史」にかかわるより一層詳細な事実をあきらかにしており、本稿の内容も、秋山氏が紹介した史料やその研究成果に拠る部分が非常に多いことをあらかじめ申し述べておきたい¹¹⁾。

ただし、文書の「発見」当時の史料からは、既往の研究でなお見落とされている事実もいくつ知られる。さらに今回の作業において、近年整理が終了した、郷土史家中川泉三が生涯にわたって蒐集・蓄積した史料群『章齋文庫所蔵資料』¹²⁾に、「菅浦文書史」にかかわる書簡が多数残されていることが判明した。既知の史料に加え、それらの新史料を用いることで、菅浦文書の「発見」経緯をより緻密に把握しうることが期待される。

本稿では、以上の二点を主たる分析視角としつつ、冒頭の課題（史学史見地も含めた「菅浦文書史」の進展）に取り組むこととする。また、田中氏による一連の説には一部根拠が明確に提示されないものもあるため、多少の重複があったとしても、なるべく具体的な史料に即した記述を行ってゆく点を了承していただきたい。なお、以下の記述で、単に菅浦文書と記す場合は、現在滋賀大学の寄託となっているいわゆる「菅浦共有文書（田中氏の分類でいうA・B・C・D群）」一般を指し、『菅浦文書』と記す場合は、刊本『菅浦文書』を指している。また分析時期は、主に明治期から、菅浦文書が滋賀大学に寄託される時期（昭和二六年（一九五二）頃）までとする。

第一章 明治期の菅浦文書 ― 文書「発見」前史 ―

一、明治一六年の菅浦文書目録

本章では、「発見」以前の菅浦内における菅浦文書の利用・保管状況について、諸先学に依拠しつつ確認してゆく。

『国史大辞典』「菅浦文書」項にあったように、すでに明治期から菅浦区内で何かしらの文書整理が実施されていたことは、ひとまず確実なようである。ただし、「発見」以前の菅浦における文書保管体制については、先学でも見解の一致をみていない。先に掲げた田中克行氏の研究を参照すると、氏は、もともと菅浦共有文書中世分は、区長回り持ち文書である元来のA群（C群文書を含む。以下、この段階におけるA群文書を旧A群文書と呼称）と、元来の菅浦大明神（後に須賀神社として合祀）所蔵文書及び共有文書の須賀神社別置分からなる旧B群に大別されると推測していたことが窺える¹³⁾。その一方で、蔵持重裕氏は、おそらく菅浦文書全てが惣寺阿弥陀寺の所蔵となっていたとの見解を示している¹⁴⁾。しかし結論から述べると、旧A群の収蔵場所については不明瞭な点が残るとはいえ、基本的には田中説に分があると思われる。以下、この点を意識しつつ、明治期に残された菅浦文書関係史料を詳しくみてゆきたい。

まず注目されるのは、秋山富男氏が紹介した明治一六年（一八八三）一月三一日付の「公有記録絵図目録」（原本は惣寺阿弥陀寺保管）である¹⁵⁾。計三六本の菅浦文書が書き上げられた目録で、奥書には当時の菅浦戸長菅浦新四郎安知氏の署名とともに、一通が伊香郡役所に提出され、

もう一通が戸長のもとに保管されたことが記されている。行政が実施した「當村公有記録絵図取調」をうけて作成されたものらしく、この頃に実施された国家的な地誌編纂事業と何らかのかかわりがあると思われる。¹⁶⁾

本目録の存在からは、この段階で菅浦文書の一部が菅浦区内で整理・分類されていたことが確かめられる。その上で注意されるのは、すでに秋山氏が注目している通り、ここに記された文書のうち、現在菅浦共有文書近世分に該当するもの以外、文書が、「い」「ろ」「は」…の包紙を持つ菅浦文書と一致するという事実である。¹⁷⁾ これら「い」「ろ」「は」…の包紙のもつ意味については、関口恒雄氏の研究が詳細である。慶安四年（一六五一）に菅浦が膳所藩領となった際、菅浦は、大浦の「組下」に編成されたことを不服として訴訟を提起した。関口氏はその際に菅浦が膳所藩へ提出した文書が、これらの包紙を持つ文書であったことを論証した。¹⁸⁾ この見解には田中氏も同意しており、これを前提に、旧A群の

整理が実施される以前、これらの包紙付文書はすべて菅浦大明神に別置されていたとしている。¹⁹⁾ かかる指摘を踏まえるならば、慶安四年頃に作られた一部の菅浦文書のまとまりが、明治一六年段階でもなお菅浦内において一定の意味をもっていたこと、そしてこの段階では、いまだ秘蔵状態にあったとみられる区長持ち回りの菅浦共有文書中世分（旧A群）と、菅浦大明神所蔵（+別置分）文書（旧B群）の間に、一定度明確な区分が存在していたことが窺えよう。

二、菅浦大明神（須賀神社）社格昇格運動と菅浦文書

秋山富男氏によると、菅浦は明治期以来、菅浦大明神の社格昇進を目指す運動を盛んに行っていたとされる。²⁰⁾ そのことを示す初見史料が、こ

れも秋山氏が紹介した、菅浦が当時の滋賀県令中井弘、及び内務大臣山県有朋宛に作成した明治一九年（一八八六）三月付の保良神社社格昇進の願書である。²¹⁾ 当時、このような神社の社格昇格運動は全国各地で行われており、その申請にあたっては、昇格に値する根拠をあきらかにして各府県を通じて国に提出する必要がある²²⁾。その一つである今回の菅浦の申請に関しても、すでに秋山氏の研究に詳しく取り上げられているが、ここでは特に、願書に添付された「由緒調査書」に注目したい。その奥書には「右去ル明治十七年九月上旬宮内省京都支庁式部寮掛官吏御出張ニテ取調相成、引続キ所轄県庁及郡役所ヨリ精細調査相成候処、今般殊ニ一層精密ニ取調如斯ニ御座候也」とあり、明治一七年（一八八四）九月上旬から、「宮内省京都支庁式部寮掛官吏」及び「県庁及郡役所」による菅浦大明神調査が実施されていたことがわかる。その背景は史的制約から詳らかにしえないものの、本調査が菅浦による社格昇進運動の開始に大きく影響していることは疑いなくであろう。

次に、「由緒調査書」に引用されている史料に注目すると、おそらく近世に成立したとみられる淳仁天皇と菅浦との関係性を語った菅浦大明神の由緒²³⁾にまつわる「享保二一丙辰年ノ正月卜記セル旧キ書キ物」、²⁴⁾ II「本村供御人へ下賜セラレシ御繪旨院宣数通」、III「建武二年八月供御人二関スル旧歴史」などの存在が確認される。これはいずれも菅浦文書に属する、あるいは菅浦に関連する文書で、Iは田中氏が紹介した、²⁵⁾ 刊本から脱漏し、現在は影写本にのみ確認される史料に該当し、IIは「菅浦文書」中に複数存在する繪旨・院宣類、IIIは「同」「菅浦住人等供御人役証状」（三九八号）に該当することがわかる。²⁶⁾ 重要なのは、これら明治期の史料に散見する菅浦大明神（須賀神社）にかかわる文書の大半

が、先に見た明治一六年の「公有記録絵図目録」に書き上げられた文書と同様、田中氏のいう旧B群文書に属している事実である。すなわち旧B群は、いわば行政へのアピールのため、菅浦側によって積極的に利用されていた文書群であり、²⁸それゆえにこの段階ですでに行政側に認知される存在ともなっていたことが推測されるのである。

このことにかかわって注目しておきたいのは、現在、一般に菅浦文書の発見者とされている京大の中村直勝が、初めて菅浦文書を実見した際の事情を述べた回顧録にみえる以下のような内容である。

園城寺系列である長等神社の社家出身である中村は、かねてから須賀神社に古い書付の入った「開けずの箱」が存在することを知っていた。彼は神職である父を介してその一見を願ったものの、須賀神社の神官は村人から選ばれるもので専任の神官ではないため、神官の意志のみで「開けずの箱」を開けることはできないらしいと言われたという。そんな中、大正五年（一九一六）に、菅浦附近の「やや有力な専門神職」が「開けずの箱」を持って大津の中村宅を訪ねてきた。箱の中には「蔵人所下文」が「十何通」、防虫のためか菖蒲の葉を芯にして保存されていた。その様子から何百年も開けなかったというものではなく、一〇年ほど前に開けられていたことがわかり、中村は安堵したという。さらに、神職からこの他にも無数の古文書が箱三杯ほどに詰まっているという情報を聞き出し、採訪の意欲を強く持ったとしている。²⁹

ここから気付かされるのは、須賀神社関係者とみられる「やや有力な専門神職」³⁰が、旧B群に属する「蔵人所下文」³¹などの文書を、区外に持ち出している点である。これらの文書は、その所有権はどうあれ、「専門神職」によって持ち出しが可能な状態に置かれていたとみられる。ま

た神職間で、「開けず箱」が「菅浦」ではなく「須賀神社」にあるものとして噂されていたことなども踏まえると、すでにこの段階で、それらが、他見を許さなかったという「開けずの箱」に入った菅浦共有文書とは別物とされていたことは、ほぼ間違いないと思われる。

かかる点については、すでに田中氏があきらかにした事実を再確認したに過ぎない。ただし、付け加えて指摘しておきたいのは、須賀神社に別置されていたと思われる旧B群が、区外の者に実見させられるものであったか否かはともかく、須賀神社、及び菅浦区の正当性や由緒を対外的にアピールするという目的のもと、菅浦側によって、積極的にその存在が開示されてきた文書群であったとみられる点である。³²慶安四年における訴訟の際、菅浦内でこれまで蓄積されてきた文書群から選別されたとみられる旧B群は、かかる点において、それ以外の菅浦共有文書中世分とは異なる位置づけを与えられてきた文書群であったと考えられる。

第二章 大正六年における菅浦文書の「発見」

大正六年（一九一七）、中川泉三・三上参次・中村直勝らが相次いで菅浦を訪問し、菅浦文書に関する初の本格的調査が立て続けに実施された。かかる事実を示すのが、秋山富男氏が紹介した、現在は阿弥陀寺に保管されているこの当時の菅浦側の史料「歳入出明細帳（大正六年度分）」³³である。氏が引用された彼ら三人の来訪記事（「臨時費」項）は次のようなものである。

史料①「歳入出明細帳（大正六年度分）」（人名比定は筆者による）

八月二十三日

一、参円七十一銭 古文書調査二付、(中川泉三)中川先生謝礼及役人賄代トシ(ママ)
神社兩分ノ内一分、文造渡ス、

九月十二日

一、式円五銭 古文書調査三上博士來菅二付、待遇ノ準備及立会人(三上參次)

賄、神社会計二ツ割、同上、

九月二十日

一、式円七十二銭 (中村直勝)中村文学士古文書調査二付、雑用、前同用、

各人物が、幾人かの同行者とともに（中村直勝のみ単独カ）菅浦を訪れて古文書調査を行い、それに対して菅浦が賄を支出していることがわかる。いずれの人物の来訪時にも賄支出は菅浦区と須賀神社で折半されており、ここからも、旧A群（菅浦共有文書中世分）と旧B群（須賀神社所蔵＋別置分文書）の区分が当時存在していた様子が窺われる。

ただし、本年の調査にかかわる史料はこの他にもいくつかあり、既知の史料とそれらをあわせて分析することで、各人による調査内容と、調査に至る経緯・思惑の違いを知ることができる。本章では彼らによって行われた菅浦調査を各人の立場ごとに詳述し、その上で、現状知りうる限りの菅浦文書「発見」経緯を整理してみたい。

一、中村直勝による調査

本章で述べるように、菅浦文書「発見」の過程には、様々な主体の事情が複雑に関連しあっていたことが知られる。まず始めに、文書の発見者として一般的に認知されている中村直勝の動向に注目してみよう。前述したように、中村が菅浦文書の一部（旧B群）を大津において実見したのは、大正五年のこととされる。中村は京大出身の歴史学者で、当時二五歳。この年の二月に、「大島・奥津嶋神社文書」を分析した処女論

文「中世に於ける近江の村落組織について」⁽³⁴⁾、さらに六月には、偽文書を用いた中村の供御人研究の嚆矢といえる「戦国時代に於ける皇室と国民」を『史学雑誌』に発表しており、今まさにその歴史家としてのキャリアを歩み始めた時期であった。彼の回顧によれば、彼は学部生時代から、師である三浦周行とともに史料調査に足繁く出かけていたとい、⁽³⁵⁾古文書の読解・調査・研究に並々ならぬ関心を寄せる人物であったといえる。また、神職である父を介して菅浦文書の実見を強く請うていたことは前述した通りであり、彼が、自ら古文書を「発見」し、それを学界に公表する意欲をすでに一定程度もっていたことが推察される。アカデミズム史学に属する人物が、部分的にとはいえ菅浦文書を実見したのは、管見ではこれが最初とみられるため、その点では、中村直勝は菅浦文書の「発見者」であるといえなくもないように思われる。

そして、翌大正六年九月二〇日、中村は現地菅浦に赴き文書調査を開始する。回顧録によれば、滞在は「四、五日」に及び、その間は須賀神社の神官菅浦新二氏の宅に宿泊、「開けずの箱はもちろん、それ以外の千を越えるであろう古文書」の目録を「ともかくひと通り」つけたという。しかし滞在期間中に整理は完遂できず、「大雑把に分類して一括一括と纏め」、その後、「大学の国史研究室の都合のついたとき、改めて研究室に借用し、その全部を正確に影写して、その影写本を研究室に収蔵した」としている。⁽³⁷⁾

中村の菅浦文書調査について注意されるのはその調査点数である。菅浦文書は大正一一年（一九二二）に中村が著した『日本文化史—南北朝時代—』⁽³⁸⁾において、初めて学術的に引用され、学界に紹介されることとなった。その記述によると、中村が大正六年に調査した文書点数は「一

五五〇通」であったといひ、現在『菅浦文書』として刊行されているい
わゆる菅浦共有文書中世分の点数（一六二一点）に近い数となっている
。しかし、田中氏の指摘にもあるように、この際に京大が借用し影写
本を作製したのは、「正集分」とも呼ばれる「A群（号外）綴を除く）、
及びB群」のみで、点数にして七〇〇通余に過ぎない。⁴⁰かかる数字の齟
齬を考察するにあたってまず注目されるのは、第一―第三四に分類・帖
綴された文書（其他時代包紙二綴を含む）と、計九点の未帖綴文書、
すなわちA群にあたる文書が書き上げられた大正六年一〇月二九日付
「菅浦共有古文書目録」である。奥書には「大正六年拾月式拾日京都帝
国大学文科国史研究室資料トシテ差出シタリ」とあり、時の菅浦区
長柳原忠右衛門氏と須賀神社神官菅浦新二氏の署名がある。日付と奥書
から、京大への文書貸出時に、菅浦側によって作成された目録とみて問
違いなからう。ここにB群文書は書き上げられていないものの、大正六
年にB群文書も京大へ搬出されていたことについては、それらが翌年に
作成された京大影写本に含まれていることから確実である。⁴¹おそらくB
群を書き上げた目録も同時に作成され、そちらは須賀神社神職の菅浦新
二氏によって保管されることとなったと推測される。

本目録のみを参照するならば、これらの文書帖綴は中村直勝によって
行われたとみるのが自然ということにならうが、ここで留意すべきは前
章でも注目した関口恒雄氏の研究である。氏は論考の執筆にあたり、直
接中村に文書発見の経緯を質したらしく、その際に得られた返信を論考
内に引用している。それによると、中村による文書の整理基準は、当時
滋賀県の郡志編纂事業に携わっていた郷土史家中川泉三が「同氏の好みに
任せて第一号綴…という工合に綴り、且つ順序を附けられしも、その

まま」採用したもので、（おそらく直勝が調査を開始した時点で、す
でに）「古来の秘箱の姿は…窺知出来ぬ」状態であったというのである。⁴²

以上を総合するに、この時中村は、C群も含めた菅浦共有文書中世分
全点の調査に取り組みながらも、目録化を完遂できなかったC群につい
ては搬出を断念し、すでに一度整理が完了していた「A群（号外）
綴を除く）、及びB群」のみを借用することとしたのではないかと推測
される。翌年に京大において影写本が作成されることとなったいわゆる
「正集分」は、まさにそれらの文書群を指すとみてよいだろう。

一〇月末に京大へ搬出された菅浦文書はその場で影写され（後述）、
翌年、影写が完了した後に菅浦へ返却された。先に掲げた「歳入出明細
帳」のうち大正七年（一九一八）度分の「補助費」項には、「一、二元
七十銭 古文状取、京都行」とあり、文書運搬にあたったのが菅浦の人
間であったことがわかる。⁴³

以上、中村直勝による大正六年の菅浦文書調査に着目してきた。ただ
しその整理・目録化作業は、すでに実施されていた中川泉三による調査
を前提としたものであった可能性が高い。さらに、関口氏宛書簡にみえ
る中村の言に一定の信を置くならば、後にC群（統集分）に属する文書
の存在が彼によってすでに知られていること、ひいては、本来の旧両A・
B群の秩序からA・B・C群の秩序への転移がすでに発生していたこと
が推測されるのである。

ただしここでは即断を避け、続いて、中村直勝の菅浦訪問以前に行わ
れた中川泉三による菅浦文書調査の実態に迫ってゆくこととしたい。

二、中川泉三による調査

中川泉三（号は章齋）は明治～昭和期における滋賀県の郷土史家で、『近江坂田郡志』『近江蒲生郡志』の出版をはじめ、県内の地方史編纂において多大な業績をあげたことで著名な人物である。彼はそれらの郡志編纂のため、滋賀県内に遺された膨大な史料の調査を行うとともに、その調査・編纂の過程で、泉三が師と仰いだ久米邦武をはじめ、東京帝国大学（以下、東大）の三上參次・渡辺世祐、京大の喜田貞吉・三浦周行など、アカデミズム史学に属する人物とも盛んな交流をもったことで知られている。本項では、彼の視点から菅浦文書「発見」の過程を追跡してゆくこととしたい。

中村直勝からの書簡を引用するという形で、菅浦文書「発見」への中川泉三の関与を初めて指摘したのが関口恒雄氏であったことは前述した通りだが、さらにそれを具体的な記述から跡づけたのが田中克行氏であった。田中氏も引用した中川の内顧録には以下のような記述がある。

史料②中川泉三「史料採集苦心談」⁽⁴⁵⁾

十、隠れたる古文書記録の調査と各種史料の発見

湖上竹生島宝厳寺の古文書は半は調査済なりしも猶他に未調査の分多くありとて、先住峰覚以翁の依頼により之を細査し、鎌倉時代以後の史料を整理するもの総計四百余通に及ぶ。又同住職よりの伝頼(マヤ)により伊香郡永原村大字菅浦共有文書の調査を為す。同文書は古来一尺五寸に二尺斗りの一箱中に納め、其上を晒木綿を以て周らすこと数十回、縦横に密封し不開の箱として代々の区長より区長へ引継ぎたるものなるに、大正六年九月行て之を調査せしに、鎌倉時代以後元和寛永頃までのもの數百通を算したり。其中には莊園の論争史

料や皇室の枇杷供御人たりし史料や戦国時代時々の徳政史料、室町時代年々の年貢米の請取状、近くは信長の安土城築城の時に人夫及び物品を徴發せし状秀吉の長浜城より出せし沙汰状類も数多く出て、鎌倉時代の竹生島全図一様も出て近江国に於ける有益なる各種史料を発見したり。此文書も前記今堀文書と併せて東京・京都両帝國大学に贈写して国家的史料に扱はるゝに至れり。

「大正六年九月行て之を調査せしに」との記述から、田中氏は中川三が中村直勝の調査に「同行していたらしい」としており、中村と中川がともに調査にあたったと考えていたようである。しかし、先にも掲げた「歳入出明細帳（大正六年度分）」において、「中川先生謝礼及役人賄代」は同年八月二三分の支出として計上されており、仮に八月に中川が菅浦に行つたとすると、史料②の記述と矛盾が生じる。

この点を考えるにあたって留意したいのは、中川泉三に「菅浦共有文書」の存在を伝え、その調査を「伝頼(マヤ)」（依頼）したという竹生嶋宝厳寺の存在である。実は、他ならぬ『章齋文庫所藏資料』（以下、『章資』と略）から、菅浦区と中川を結びつけたのが、まさに竹生嶋宝厳寺であったことが判明する。そこでまず、菅浦文書「発見」以前における、竹生嶋文書をめぐる中川と竹生嶋宝厳寺との関係性を確認したい。

史料②にみえるように、中川泉三と宝厳寺との関係は、先の住職峰覚以の依頼による竹生嶋文書「未調査の分」の調査に始まると思われる。

『章資』に残る明治四二年（一九〇九）六月の東大史料編纂掛中村勝麻呂書簡は、中川が「申越」してきた竹生嶋所藏文書の編纂掛への借入に關するもので、「何れにせよ材料発見ハ至極結構之儀、御厚意之段、奉謝候」との記述から、この時まだ史料編纂掛が把握していなかった竹生

嶋文書追加分の存在を中川が中村勝麻呂に教示した事実が推測される。⁴⁹
郡志編纂事業を推進する中川が、すでに明治末年の段階で、史料編纂掛
と竹生嶋との間を仲介するような役割を担っていたことが知られよう。
その後の大正二年（一九一三）十一月、中川は『長浜町志』編纂事業



『章資』8棚アルバム2-117「大正三年八月六日ヨリ四日間竹生島宝岩寺古文書調査
記念(写真)」前列右より、峯覚典、峯覚以、中川泉三、八田某。後列右より、細江八
谷校長、黒田惟信、立川郡視学、渡辺竹生校長、高田大郷校長。

にかかわる講演を依頼されて来県した渡辺世祐を伴い、竹生嶋を案内す
るとともに、竹生嶋文書の閲覧を行っている。⁵⁰さらに翌年の八月上旬に
も、『東浅井郡志』の編纂者である黒田惟信らとともに、宝巖寺におい
て郡志編纂にかかわる古文書調査を実施している（本頁上段に掲載した
写真はこの時のもの）。なお、この調査には三上参次の参加も予定され
ていた徴証があるが、彼が実際に参加したかどうかは定かでない。とも
あれここからは、中川と竹生嶋宝巖寺とが、文書調査を介して親密な関
係を築きつつあったことが読み取れる。宝巖寺から中川への菅浦文書調
査依頼は、そのような両者の相互協力関係を前提としてなされたもので
あったといえよう。

しかし、中川への正式な菅浦文書調査依頼が行われた時期は明確にし
えない。さしあたって、本件にかかわる初見史料は、次に掲げる宝巖寺
事務所からの書簡である。

史料③『章資』一棚一六〇三四、（大正）六年七月二二日付「菅浦代
表者の返事の件について葉書」、東浅井郡竹生嶋宝巖寺事務所↓中川
泉三

拝啓、時下大暑益々御多祥之条奉賀候、御芳書只今拝見仕候、早速
今夕別舟にて菅浦代表者之元迄尋ね合二使し候条、返事あり次第御
返服可書上候条、左様御承了被下度候、先ハ不敢取御返事申上、余
後便にて、多用にて私筆及非礼の点御許し願上候、

傍線部からは、宝巖寺が菅浦へ船を遣わし、「菅浦代表者」と接触し
ていることが窺え、中川がこれ以前に宝巖寺から文書調査依頼を受けて
いたことがわかる。また、その三日後の同寺事務所の書簡では、七月二
四日に菅浦からの返事が到来し、翌月三・四日頃は養蚕業のために障り

があるものの、それ以後であればいつ来ていただいても問題ないと言ってきたことが中川に伝えられている。⁽⁵³⁾

だが、中川泉三による菅浦訪問はなかなか実現しなかった。先に菅浦から提案のあった期日を過ぎた八月六日付の宝厳寺からの書簡には「照会ノ趣キ早速先方菅浦ハ□□合セ候処、其頃ナレバ何時ニテ持出し竹生島へ持参可致候処、何卒是非御高覧ヲ願ヒ度キ旨回答有之候」とあり、中川が改めて提示したとみられるいずれかの調査予定日に、文書を竹生嶋に持ち出してそれらを披見する計画が持ち上がっている。⁽⁵⁴⁾ さらに同月一二日の書簡では、中川がさらに代替日として希望したとみられる二三・二四・二五日は、宝厳寺として障りがあることを了承してほしいことと、また今夕菅浦に行くついでに、「御延引の事」を通告しておくことを伝えている。⁽⁵⁵⁾

その後、菅浦と中川泉三は、同月一九日頃に直接交渉を持った。これを示すのが、次に掲げる菅浦区長柳原忠右衛門氏からの書簡である。

史料④『章資』五棚―二四六四、大正六年八月一九日付「古文書調査願について書簡」菅浦区長柳原忠右衛門↓中川泉三

謹啓、拝復、如仰残暑難凌候処、貴殿益御多祥奉萬賀候、①陳者過日仰付相成弊村古文書之儀、竹生嶋位ナレバ何時ニテモ持参尊覧ニ供シ奉ルトテ、実ハ兼テヨリ貴殿之有名ナル古文書ニ御精通之趣承リ居、竹生嶋へ御出張之折モアレバ一度御調査之御願申度存居候処、②高三上博士様御同伴之由日時御確定相成候へバ何時ニテモ喜デ全部持参御目ニ懸け申ベク候間、宜敷御取計被下度、早速御返事差出可と候処、竹生嶋□卜誤解仕リ居甚ダ延引ニ相成恐縮之至リニ奉存候、先ハ御断り旁要件迄、早々敬具、

大正六年八月一九日

菅浦区長

柳原忠右衛門

中川泉三殿

本書簡は、中川による文書調査が実施された八月二三日に最も近い日付に出されたものである。特に次の二点に注意しておきたい。一点目は史料調査が実施された場所である。傍線部①をみると、宝厳寺と菅浦の間で先に議論されていた如く、この段階では文書調査の場所が竹生嶋に予定されていることが知られる。しかし、同年八月二三日の「歳入出明細帳」には調査場所の情報が記されてはおらず、先に掲げた史料において、すでに宝厳寺は二三日の都合が悪いことを中川に伝えている。よって、明確な徴証は欠くために断言はできないものの、当初の計画は変更され、二三日の文書調査は菅浦において実施されたとみておきたい。二点目は傍線部②にみえるように、文書調査に三上参次の同伴が予定されている点である。ここで想定されている文書調査が八月の中川による調査か、翌月の三上による調査のどちらを指すのかはにわかには判断し兼ねる（おそらくは後者カ）が、この記述から、中川・三上による両調査が非常に密接な関係をもつものであったことが知られよう。結局、八月二三日の調査は、中川泉三と幾人かの「役人」⁽⁵⁶⁾によって行われた（史料①）。そして、先に中村直勝の調査に関する分析でも述べたように、その際、中川はいわゆる「開けずの箱」を開陳し、その中に納められた文書を自らの主観に基づき分類・帖綴したとみられる。⁽⁵⁷⁾

ここで注意されるのは、この調査にあたって、中川と中村の間でとりたてて音信などが交わされた徴証が確認できない点である。中川による八月の調査は、中村の調査を意識したのではなく、菅浦を訪れること

が当時から予期されていた三上参次による調査を見越して行われたものであったと考えられよう。なお、中川の回顧録における「大正六年九月、行て之を調査せしに」という記述は——単なる書き誤りの可能性も否定できないとはいえ——、史料④傍線部②の内容も踏まえ、八月の調査を終えた中川が、九月一二日になって行われた三上参次による菅浦文書調査に「立会人」（史料①参照）の一人として同行した際のことを指すと考えておきたい。

三、三上参次による調査

前項までの内容を踏まえつつ、本項では三上参次による菅浦文書調査とその背景に着目したい。三上参次は東京帝国大学文科大学（のち文学部）教授・史料編纂掛主任の他、貴族院議員などをも歴任したことで知られる官学アカデミズムの重鎮である。明治三十三年（一九〇〇）四月、それまでに膨大な史料稿本を蓄積するに至っていた史料編纂掛は、政府の同意を得てそれらの出版計画を樹立、翌年には『大日本史料』・『大日本古文书』の刊行を開始する。この時行われた組織改組に伴って、三上は史料編纂掛一切の事務を掌理する事務主任に就任、本章が主に注目している大正六年当時もその任にあった。また彼は、中川泉と大正初年頃からさかんに文通を行うなど深い親交を結んでいたことが知られており、後に「章斎文庫」設立の発起人にも名を連ねている。^④三上が菅浦文書の「発見」に関与していた点については、中村直勝・中川泉三の調査と同様、秋山富男氏がすでに指摘している通りである。しかし、三上の菅浦訪問に関連する史料は他にも残されており、ここではそれらの新史料にも着目しつつ、当時の背景をさらに掘り下げてみたい。

田中克行氏は、秋山富男氏による指摘以前に、「確証を得ていない」

としつつも、滋賀大学寄託分の菅浦文書内にある三上参次書簡写をもとに三上の菅浦訪問を推測している。^⑤論考には掲げられていないが、田中氏が参照した三上の書簡写とは次の史料だと思われる。

史料⑤ 大正六年九月七日「三上参次書簡写」（須賀神社古文書中抜萃目録）に綴込、「菅浦共有文書（近世・近現代分）」より「近現代分」、請求記号…近一二）

貴村内菅浦（菅浦）二鎌倉時代以降ノ古文書記録類多数所蔵ノ人有之給候ヲ、東浅井郡誌編纂会ノ方一見セラレ候由承り候、右ハ本掛ニ於テ目下編纂出版中ノ大日本史料ノ参考ノ入用ト被存候間、本官本月十一日前後貴県下へ出張ノ節拜見致度、御繁用中殊ニ残暑中御手数ノ至リナガラ可然御取計ニ預り度候、此段予メ御依頼候也

大正六年九月七日

東京帝国大学文科大学

史料編纂掛事務主任

史料編纂官文学博士三上参次 印

滋賀県伊香郡永原村長島内勘藏殿

この書簡写は、大正六年一〇月に作成された「須賀神社古文書中抜萃目録」とある菅浦側に残された文書目録冒頭に綴じられたものである。

本目録の作成理由については後に触れることとし、まずは本書簡に着目しよう。内容は、「貴村内菅浦の「鎌倉時代以降ノ古文書記録類多数所蔵ノ人」の所有する古文書を「東浅井郡誌編纂会」の方が見たということを聞きました、その古文書記録類は、史料編纂掛が目下編纂・出版中の『大日本史料』の参考に入用と思われるため、私三上が今月一日前後に滋賀県へ出張する際、是非拜見したく存じます、然るべくお取り計

らいをいただきたく、あらかじめご依頼いたします」というものである。ここからは、三上が菅浦訪問にあたって事前に永原村村長に申し入れを行っていた事実を確認できるが、注意されるのは、三上に菅浦文書の存在を教示した「東浅井郡誌編纂会」の関係者の存在である。該当する人物としては『東浅井郡志』編纂主任黒田惟信、あるいは同編纂顧問中川泉三などが想定しうるが、先に見た史料④などから、中川泉三が事前に三上と連絡を取り合っていたことはあきらかであり、ひとまず中川を想定しておくのが自然であろう。

また、『章資』には、三上参次の来県日程を質す諸人からの書簡がこの前年から残されている。その目的は様々であるものの、ひとまず、三上の来県はかなり早い段階から予定されていたことが窺える。その上で注意されるのは三上による大正六年八月一五日付中川泉三宛書簡である。それによると、三上は滋賀県へ赴くはずが、「公務」や「近親の病人」の出来などを理由として、「菅浦の方も右之次第にて急ぎにといふ訳ニ参らず候故、或ハ直接ニ大学へ借入を交渉するなり、又は貴台まづ御調査被下なり、いづれニ可致候」と述べている。この内容からは、前項でも確認したように、中川泉三による菅浦調査の日程が、たびたび後日にずれ込んでいたことの背景が推測されるとともに、二三日の調査が、三上による文書調査の事前調査的な意味合いのものであったことが示唆される。ひとまず以上の内容を史料⑤の背景としておさえておくこととしたい。

三上は、同年九月一二日、ようやく菅浦を訪れることとなった。この時三上は、おそらくすでに中川泉三と菅浦区による分類と帖綴が完了した菅浦文書「数百通」を実見したとみられる。また、その際には「立会

人」の一人として中川も同行していた可能性が高い。しかしその際、三上はその場で文書の貸借契約を結ばなかった。三上による同年一〇月四日付中川泉三宛書簡には「拝啓、其後如何之御様子に御座候哉、今度の大風雨ハ貴地ハ如何御座候哉、東京ハ如何にも珍らしき大荒れにて（中略）菅浦の文書公然借用を申込度御座候、郡役所へ宛て可申敷、或ハ直接に組長ニ宛て、申込むべき敷、御一報被下度候、又保管者たる組長の住所氏名御手数ながら先に御一報被下候様願上候」(傍点ママ)とある。

三上が東京に帰った後、菅浦文書「公然借用」の手段を中川に尋ねていることが知られ、彼が正式的な手続きを取って菅浦から文書を借用しようとして企図していたことがわかる。おそらくこれ以降に三上からの正式な文書借用依頼を受けて菅浦で作成されたのが、先の史料⑤とともに綴られた目録「須賀神社古文書中抜萃目録」であろうと思われる。

しかし事態は三上の想定通りに進まなかった。中村直勝による菅浦調査がこの時すでに実施されていたからである。おそらく中村(あるいは京大文学部)は、文書調査中ないし直後に、中川・三上の動きとは別に、菅浦区、及び菅浦新二氏と、京大への文書借用契約の手続を単独で進めたとみられる。これにかかわる周辺事情を物語るのが、すでに京大へ菅浦文書が搬出された後に三上が認めた次の書簡である。

史料⑥『章資』棚上函一―一六―一七、大正六年一月三〇日「菅浦文書の儀について書簡」三上参次↓中川泉三

拝啓、其後御変りハ無之候や、御心にかけてさせられ候ひし菅浦文書ハ黒田君今昨日届き申候、暫く拝借致したく候、又①原物ハ多分

京都大学ニ於て当掛のために謄写之勞をくれらる、事に相談纏まり可申候間、御休神被下度候、②三浦博士にはただ単二「だしぬかれ

たり」と一語いたし置候、右御礼旁一筆如此御座候、長浜の序文及び講演述記また手許二有之、負債之感(カ)いたし候迄、

大正六年十一月卅日

三上参次

中川泉三様

本史料から判明する事実は多岐にわたるが、ここではひとまず以下の点に注目したい。一点目は傍線部①にあるように、史料編纂掛に納められる予定の影写本が、京大の「謄写の勞」により作成される「相談」がまとまりつつあることである。現在、菅浦文書「正集分」の影写本は京大日本史研究室と東大史料編纂所双方に所蔵されているが、ここからは、それらがともに京大において作成されたものであった可能性が高いことが判明する。②は三上が「三浦博士」に対して「だしぬかれたり」と戯れに述べておいたという傍線部②である。「三浦博士」とは京大教授三浦周行を指しており、ここから、三上にとって京大による菅浦文書借用がまさに寝耳に水のことであったことが示唆される。おそらく三上は、中川泉三あるいは黒田惟信を通じて菅浦文書京大搬出の事実を知り、三浦と①の件などに関して幾度かのやりとりを行った後、本書簡を認めたとみられる。この書きぶりから三上の本心を推量することは難しいものの、中川は、菅浦文書の「原物」の様子を気にしていたようであるから、あるいは三上以上に心中複雑なものがあつたのかもしれない。

小括

以上、大正六年における菅浦文書「発見」の経緯を、これに深く関与した三名の人物の視点から分析した。きわめて煩瑣な記述となつたため、一連の流れについては、大正六年前後の文書「発見」にかかわる事

項を時系列で整理した次頁の表を参照していただきたい。ひとまず、菅浦文書の「発見」という点について述べるならば、その「発見者」は、あくまで部分的にはあるが中村直勝であり、その後、三上参次による調査の下準備として文書の一部を初めて整理・分類したのが中川泉三、さらにその目録化作業を行ったのが中村直勝であつた、というのが実情に近いのではないかと思われる。

以上を踏まえて問題となるのは、京大影写本という「正集分」と「続集分」（A群の「号外」綴及びC群）の区別が生じた時期であろう。田中氏が指摘するようにA群とC群にはもともと質的な差が存在しておらず（前述）、諸先学が指摘する菅浦文書配列秩序の混乱（菅浦家文書の共有文書との混合）を考える上で極めて重要な問題である。ただし、件の三名のうち最後に文書調査を実施した中村直勝が、中川泉三による分類をほぼそのまま踏襲していながら、現在の刊本『菅浦文書』所収文書の全点数をほぼ把握していたという点に鑑みるならば、おそらくそれ以前段階、特に中川泉三の調査時（八月二三日）から三上参次の菅浦訪問時までの間に、先に触れた「両旧A・B群の秩序からA・B・C群の秩序への転移」が発生したとみる他はないように思われる。ただしそうになると、今度は、中川の回顧録の中にみえる、「鎌倉時代以後元和寛永頃までのもの数百通を算したり」という記述が示す実態が問われることとなる。この問題に関しては、ひとまず以上の仮説を提示するにとどめ、後考を期すこととしたい。

菅浦文書「発見」前後の主な出来事

		和暦(西暦)	月日	事項	典拠
		大正五年 (一九一六)	?	中村直勝が天津の自宅にて「有力な専門神職」が持参した菅浦文書B群(あるいはその一部)を実見。	中村六二
			七月二二日	竹生嶋宝厳寺が「菅浦代表者」と接触。菅浦に対して、菅浦文書調査実施を要請カ。その旨を中川泉三に伝達。	『章資』一棚一六〇三四
			七月二五日	菅浦が翌八月三・四日頃以降であれば文書調査が可能と宝厳寺に伝える。宝厳寺はその旨を中川に伝達。	『章資』一棚一六〇四四
			八月二二日	宝厳寺が、中川が希望した調査希望日である今月二三～二五日は障りがあること、文書調査の延引について菅浦側に連絡しておくことなどを中川に伝える。	『章資』一棚一六〇五六
		大正六年 (一九一七)	八月一五日	三上参次が、中川泉三に対して、菅浦文書の大学への「直接借入」あるいは中川による事前調査について相談する内容の書簡を送る。	三 『章資』棚上函一―六一一
			八月一九日	菅浦区長柳原忠右衛門が、文書調査の実施を了承した上で、三上参次の来訪日程を尋ねる。	『章資』五棚―二四六四
			八月二三日	中川泉三が「役人」らとともに菅浦文書調査を実施。この時に中川が選別したとみられる文書群(A群カ)が、本年九月二〇日までの間に、菅浦区によって計三五帖に帖綴される。この作業に伴い、選別から漏れたC群が発生したカ。	「明細帳」、中川二八、関口六〇、「菅共近現」近一二など
			九月七日	三上参次が、永原村村長に対して今月一日頃の菅浦訪問を知らせる。	「菅共近現」近一二

大正七年 (一九一八)	九月一二日	三上参次による菅浦文書調査が実施される。中川泉三も同行していたカ。	「明細帳」、「章資」五棚—二四六四
	九月二〇日	中村直勝による菅浦文書調査開始。四・五日滞在してA・C群の目録化・分類作業を実施する。京大は翌月二九日までの間のいずれかの時期に、菅浦と、A群の大部分及びB群のみについて文書借用契約を結ぶ。	「明細帳」、中村六二、関口六〇
大正六年 (一九一七)	一〇月四日	三上参次が中川泉三に、菅浦文書の「公然借用」の方法を尋ねる。	「章資」二棚—一七五五
	一〇月二九日頃	京大がA群(「号外」綴を除く)とB群を借用。	「明細帳」、「菅共近現」近一、田中九八など
	一月三〇日	三上参次が、菅浦文書の影写本が京大で作成されることに決まったことなどを中川泉三に報告。	「章資」棚上函—一六一—七
	三月	京大において現東大影写本が完成。	田中九八、「章資」棚上函—一六一—七
	四月	京大影写本が完成。	京大所蔵菅浦文書影写本奥書
	?	文書が菅浦に返却される。	「明細帳」

〈注〉「典拠」項の略称は以下の通り。○史料：『章資』↓「章斎文庫所蔵資料」、「明細帳」↓「歳入出明細帳」(秋山富男「菅浦惣寺阿弥陀寺と菅浦文書について(下)」、『時宗教学年報』四二号、二〇一四年)を参照、「菅共近現」↓「菅浦共有文書(近世・近現代分)」。○論考：中村六二↓中村直勝「古文書の整理」(『中村直勝著作集』第五卷、淡交社、一九七八年、初出一九六二年)、中川二八↓中川泉三「史料採集苦心談」(中川泉三著作集刊行会編『近江の史家中川泉三著作集』第六卷、川瀬泰山堂、一九七八年、初出一九二八年)、関口六〇↓関口恒雄「菅浦文書」(『経済志林』三一巻二号、一九六三年)、田中九八↓田中克行「菅浦文書概説」(『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年)。

第三章 「発見」後の菅浦文書―その利用・研究の展開―

一、「移動」する菅浦文書

大正六年の菅浦文書「発見」後、その存在は次第に学界に周知されてゆくようになる。大正七年に京大で影写本が作成された後、搬出された分の菅浦文書は菅浦へと返却されたが、しばらくすると、菅浦文書は自治体史編纂などによる利用を目的に、度重なる区外への搬出を経験することとなった。本章では、そのような菅浦文書の「移動」を中心に、「発見」後の「菅浦文書史」を跡づけてゆくこととしたい。

①『滋賀県史』編纂における利用 大正七年、滋賀県は県史編纂を企画し、翌八年頃から『滋賀県史』編纂に着手した。しかし編纂は容易に進まなかったため、『滋賀県史』編纂を経て、当時すでに『福井県史』編纂に従事していた牧野信之助を編纂主任に任命し、体制を再整備して事業を進めることとなった。⁶⁷ 県史編纂にあたって、編纂委員会は各市町村に対して積極的に史料提供を呼びかける一方で、自らも史料調査を実施した。⁶⁸ 菅浦もその調査地に含まれていたように、大正十一年（一九二二）度分の「歳入出明細帳」には、九月七日付で「史料調二付村長・校長・三浦出張」・「県誌史料古文書調二付滋賀県ヨリ出張二付」などの文言と、それにかかわる支出が挙げられている。⁶⁹ さらにその四日後には「展覧会出品調係り員寺方二名ト太田計五名」も来訪している。⁷⁰ これらの来訪者の中に牧野信之助が含まれていたかは定かではないが、「三浦」は、あるいは三浦周行を指すのかもしれない。また、同年九月二一日付の「郷土史編纂展覧会出品（控）」なる目録には、阿弥陀寺関係の史料である

「大般若経」「什物等記録」「日鑑」などの他、「区有」に属する「慶長七年検注帳」、及び「神社方」に属する「綸旨三通 箱入」といった史料が書き上げられている。これらは、いずこかの場所で行われた『滋賀県史』にかかわる資料展覧会で展示されたとみられる。また、阿弥陀寺関連史料の存在が認知され始めるのがこの頃からであったことも、ここから判明する。翌年一月二三日の「歳入出明細帳」には「古文書県庁持参旅費」が計上されており、文書が菅浦側の手で滋賀県庁まで運送されたことが知られる。⁷⁶

ここで注意されるのは、すでに諸先学が指摘しているように、この時にはまだ学界に存在が知られていないはずの「続集分」にあたる史料（徳川家政道書写「一〇五五号など」）が、「菅浦新二氏所蔵文書」として『滋賀県史』（第五巻、参考資料、四〇七頁）に掲載されている事実である。⁷⁷ さらに、大正十二年（一九二三）の搬出時のものとみられる菅浦文書借用証からは、いわゆるA・B群文書に加えて「新史料彙括」なる纏まりの存在が確認できる。⁷⁸ これを後のC群文書と同一視しうるかは即断しがたいとはいえ、『滋賀県史』編纂主任の牧野が京大の出身で、同大学出身者とのつながりが深い人物であった点も踏まえると、中村直勝が途中まで整理を行っていたとみられるC群の存在を、牧野がこの時点で既に知っていた可能性は高い。同年に県庁へ搬出された文書の中に、C群に属する文書が含まれていたことは確実である。その後、文書は翌大正一三年（一九二四）九月二六日付で菅浦に返却された。⁷⁹

②『近江伊香郡志』・『高島郡誌』編纂における利用 秋山富男氏によると、県庁から文書が返却された直後の大正一三年一〇月五日、永原村において伊香郡志に関わる展覧会が開催され、菅浦文書も七〇〇点を超え

る出品があったという⁽⁸⁰⁾。また氏は、中村直勝の回顧に「大浦へは大正十三年十月五日に険しい陸路を踏んで行ったことを記憶して居る⁽⁸¹⁾」とあることから、展覧会の指導監督者は中村直勝であったと推測している。中村による展覧会監修が事実とするならば、本展覧会は、大正十一年に事業が開始され、中村直勝が編纂主任を務めた『近江伊香郡志』にかかわるものであった可能性が高い⁽⁸²⁾。『近江伊香郡志』関連で、この時期に史料の借用が行われた徴証はないものの、昭和三年（一九二八）一月二二日付で、「中村京大教授ノ閲覽ニ供ス」ためとして「菅浦関係書種々」や「菅浦新二所有古文書」など、計数百通の文書が永原村長田中忠蔵によって借り出され、また、昭和四年（一九二九）六月二〇日にも、B群に属するとみられる文書の搬出が実施されている⁽⁸³⁾。

その一方で、大正一四年（一九二五）三月一八日にも、菅浦にて「史料調査」が実施され⁽⁸⁴⁾、翌月には、同二二年四月から事業が開始された『高島郡誌』編纂のため、帖綴された菅浦文書のうち第二六号綴の文書一〇点が借用されている⁽⁸⁵⁾。第二六号綴に海津関係の史料が集中的にまとめられているのが搬出の理由であろう。

このように、大正六年に「発見」された菅浦文書は、その後、主に自治体史・郡志（誌）編纂のため、滋賀県下の役所と菅浦の間で頻繁な「移動」を経験することとなった。特に大正一二年からの数年間には、菅浦文書が区内に完全に揃っている時期のほうが珍しいという、菅浦にとつては未曾有の事態が発生している。そして、これらの「移動」の中でも、とりわけ多数の文書が最も長期にわたって菅浦を離れることとなったのが、昭和十五年（一九四〇）に実施されたとみられる京大への第二次搬出であった。

二、菅浦文書の第二次京都帝国大学搬出

京大への菅浦文書第二次搬出の時期について、先行研究では、未だに一致した見解が得られていない。田中克行氏はそれを昭和十五年九月のこととし、中村直勝と林屋辰三郎とが、須賀神社の委嘱により調査を行い、菅浦文書C群とA群の「号外」綴を発見・借用し、京大にて影写本「菅浦文書統集」が作成されたとする⁽⁸⁶⁾。一方、秋山富男氏は大正一四年度分の「歳入出明細帳」にみえる同年八月三十一日の「史料調査二付文学士外二人出張」の記述から、この頃に文書が再度京大に搬出されたとみている⁽⁸⁷⁾。まず秋山説については、先に述べたようにこの直後に『高島郡誌』編纂のための文書の部分的搬出が行われているため、やや問題があるように思われる。一方、田中説については、おそらく林屋辰三郎「近江須賀神社とその村落」（昭和一六年（一九四一）に須賀神社に献納された「須賀神社考証」を原型とする）の複数ある版のうち『中世文化の基調』に収録されたものの附記にみえる「本稿はもと一九四〇年秋、中村直勝先生の指導のもと、須賀神社の依嘱により調査したる報告である」という記述に基づいていると思われる⁽⁸⁸⁾。ただし、あくまで「調査」とあるのみで、文書の搬出そのものに関する記述でない点は注意される。ひとまず本稿では、赤松俊秀氏による「昭和十五年（一九四〇）に中村博士が改めて採訪され、総計五一八通の文書が菅浦文書統集として影写された」との記述⁽⁸⁹⁾、及び「統集分」の利用がみられる前述の林屋論文のうち、高瀬重雄編『中世文化史研究』（星野書店、一九四四年）に収録された版に、「昭和一五・一一・一九稿」と記されていることに鑑み、ひとまず昭和十五年内のいずれかの時期に文書が搬出されたと考えておきたい。また、田中氏は、この時に「統集分」が発見されたとするもの⁽⁹⁰⁾、

その存在がすでに大正六年の時点で中村直勝に認知されていたとみられることについては前述(第二章)の通りである。

この時の文書搬出に関しては、菅浦側にも史料がほとんど残されておらず不明瞭な点が多い。しかし、その調査依頼が「須賀神社」からのものであったことを勘案するに、この頃菅浦において再び勃興していた須賀神社の社格昇進運動が大きく影響していることは間違いない。秋山氏が指摘するように、昭和一六年一月、林屋辰三郎によって、先にも触れた、須賀神社及び菅浦区の由緒調査報告「須賀神社考証」が執筆され、須賀神社へ献納された。また、同年三月には、須賀神社の「御昇格願」が、おそらく林屋による考証の原稿とともに菅浦から滋賀県知事近藤太一郎宛てに提出された⁽⁹³⁾。かかる運動の推進者は、須賀神社の神官菅浦新二氏であったと推測されている⁽⁹⁴⁾。さらに、京大側も「菅浦文書(続集)」の所蔵者を菅浦新二氏として登録しているという点を踏まえると、第二次文書搬出は、文書の「発見」頃からの京大(とりわけ中村直勝)と菅浦新二氏間の強固なつながりによって実現した側面が大きいように思われる⁽⁹⁵⁾。須賀神社は、その後昭和二〇(二十一年頃)、村社から郷社に昇格を果たした⁽⁹⁷⁾。

しかし昭和一五年以降菅浦文書は、非常に長きにわたって京大に留め置かれることとなる。京大における当時の菅浦文書の様態を伝える史料は今のところほとんど確認できず、昭和一七年(一九四二)六月一七日、京大歴史研究室内の組織である読史会の例会において、中村直勝が菅浦に関する報告を行っていること、⁽⁹⁶⁾「続集分」の影写本が昭和一八年頃に完成したことなどが断片的に知られるに過ぎない。その後、赤松俊秀氏が「研究室に菅浦文書が保管されていることを発見」したのが昭和一九

年頃、さらに彼が「続集分」の原本調査を開始したが、終戦後の昭和二年のことであったとされる。結局、赤松氏の菅浦文書調査は昭和二四年に「完成」し、その後しばらくして文書は菅浦に返却された⁽¹⁰⁰⁾。

昭和二六年、菅浦の「歳入出萬明細帳」には「歳入之部」に「古文状保管謝礼」、歳出のうち「臨時費」項に「古文書調査滋賀大学来菅浦雑用」・「古文書送り舟賃」なる記述があらわれ、年内のいずれかの時期に菅浦文書が滋賀大学へ搬出されたことがわかる⁽¹⁰¹⁾。そして、同年一〇月二三〇日付で、滋賀大学と菅浦との間で文書の寄託契約が交わされ、菅浦文書は同大学に収蔵されることとなり、現在に至っている⁽¹⁰²⁾。

おわりに

以上、明治期から戦後直後頃までの文書利用のあり方という側面を中心に、「菅浦文書史」の一端を述べてきた。「菅浦共有文書(近世・近代分)」、「章斎文庫所蔵資料」など、これまで用いられてこなかった史料に着目することで、菅浦内における菅浦文書の分類形態、文書の「発見」にかかわった様々な主体の動きなどについて、いくつか新たな知見を提示しえたように思われる。反面、推測に頼らざるを得なかった部分も多くあり、本稿の記述は、既知の史料のより緻密な分析や新史料の発掘などによって、今後なお厳密に再検証されなければならないだろう。

第二・三章で論じたように、大正六年一〇月、菅浦文書原本の一部は京大へと搬出され、以後、滋賀大学に寄託されるまでの間、同文書は、主に京大及び京大に連なるアカデミズム史学者らによって積極的に利用されるようになった。しかし、現在知りうる史料を参照する限り、かか

る経緯を辿ったのは、必ずしもそれ以前からの規定路線ではなく、いくつかの偶然が重なったことによる部分もあった、ということになる。

ただし、かかる経緯に一定の方向性を与えた存在として大きかったのは、菅浦新二氏をはじめとする菅浦新二郎家の人びとではなかったかと思われる。当家は江戸時代の菅浦において膳所藩「郷代官」を務めていた家柄であり、近代には、須賀神社（菅浦大明神）の神職を務める人物（新二氏）を輩出し、社格昇格運動にも積極的であったとされる。そして本論で述べたように、いずれかの時期から菅浦文書旧B群は須賀神社に保管され、大正六年の目録にはそれらの一部（A群に転移しなかった部分）が「須賀神社所蔵」分として記載されている。同年に菅浦共有文書を初めて実見し、その帖綴に大きく関与したのが中川泉三であったにもかかわらず、文書の搬出先が、中川や彼と親しい三上参次と直接関係しない京大となったことの背景には、まさにこの頃から関係を深めつつあった菅浦新二氏と京大関係者（特に中村直勝）との結びつきが影響を及ぼしている可能性が高いのではなからうか。そしてそのつながりは、文書が再び京大に搬出され、林屋辰三郎が「須賀神社考証」を執筆した昭和一五〜一六年頃まで継続していたとみられるのである。

なお、最後に指摘しておかねばならないのは、大正六年以後の度重なる菅浦文書の「移動」の中で、文書の紛失・欠損・混入といった事態が発生している点である。まず紛失文書としては、現在のところ二点ほど確認されており、一点目が本稿でも挙げた享保二十一年の「菅浦神人等古文書」^⑩、二点目が「続集」影写本に収められていながらも所在の知れない永正三年（一五〇六）六月二八日付の料足請取状で、いずれも『菅浦文書』において確認することができない^⑪。欠損文書としては「就棟別条々」

（一四六号）が知られる。大正年間作成の影写本ではかかる現題の存在が確認しうるものの、刊本及び現存する写真帳では確認することができない。もともとこの文書にも相応の傷みがあり、おそらく京大・東大影写本作成後のいずれかの時期に、史料原本の冒頭が欠損したものとみられる。田中氏が当号文書の詳細な研究を発表する以前、本史料についてはこれを領主側による法令とみるか菅浦側によるそれとみるかの意見対立が存在していたが、おそらくこの現題が刊本に欠けていたことが説の乱立を生む原因の一つとなっていたように思われる。さらに、文書の混入に関しては、田中氏の研究において、菅浦文書の号外綴二二号（刊本未収）に「京大で影写された粕文書の写しかけ」が入り込んでいることが指摘されている^⑫。菅浦文書の分析によって、滋賀県内の自治体史編纂、さらには日本中世史研究が大いに進展したことは紛れもない事実である。しかし、これらの事例は、その背後に隠れたアカデミズム史学者による史料の扱いにかかわる問題を浮き彫りにしているといえよう。

本稿では具体的に述べることはできなかったものの、「菅浦文書史」は、地域史研究、あるいは近年の日本史学界内で急速に関心を高めつつある史学史研究^⑬をはじめ、より広い研究上の文脈に位置づく可能性を持つように思われる。ただし一方で、菅浦文書が、今なお菅浦区の中で生き続けている文書群でもあることを失念してはなるまい。さしあたって本稿が、今後、「史料」とそれを扱う者の間に存在する様々な問題を考えてゆく上での、一つのたたき台となることができれば幸甚である。

〔附記〕 本稿は、科学研究費助成事業「中・近世「菅浦文書」の総合的調査・公開と共同研究―中・近世村落像の再検討―」（課題番号二四

三二〇一二七)の成果の一部である。また、章齋文庫所蔵資料原本の閲覧については、米原市教育委員会事務局歴史文化財保護課の小野航氏に、近現代の菅浦にかかわる諸史料の紹介と翻刻については、滋賀大学経済学部附属史料館の堀井靖枝・南田孝子両氏に、それぞれ大変お世話になった。ここに記して感謝申し上げます。

注

- (1) 課題番号二四三〇一二七、研究代表者：青柳周一。
- (2) 瀬田勝哉執筆(吉川弘文館、一九七九年)。
- (3) 江頭恒治「序」(滋賀大学日本経済文化研究所史料館編『菅浦文書』上巻、有斐閣、一九六〇年)、四頁。
- (4) 「菅浦文書」(『経済志林』三二巻二号、一九六三年。以下、関口論考と呼称)。史料批判という点に関しては、いわゆる「統集分」を含めた菅浦文書全体を用いた菅浦研究の過程で、文書の年代比定や断簡復元作業などを行った赤松俊秀氏の研究も重要である(①「供御人と惣」『赤松俊秀著作集』第三巻、法蔵館、二〇一二年、初出一九五六年、②「戦国時代の菅浦」『同』、初出一九五九年)。
- (5) 「菅浦文書概説」(『中世の惣村と文書』山川出版社、一九九八年。以下、田中論考と呼称)。
- (6) 各綴りには、表紙(伊香郡永原村第二区長之印)が二カ所に押されているが加えられている。
- (7) 田中論考二〇頁。
- (8) 田中氏は、八二、二六三、二六五、二七二、二七九、二八〇、二八一、二九三、三九九(三九七)、六九一〜六九七号文書を挙げている。
- (9) 「菅浦共有文書目録」(近世・近現代分)(『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』四八号、二〇一五年)。
- (10) これらの他に、菅浦区内の各家に伝わった文書群が存在する。これらについても田中氏の整理を参照されたい(田中論考八〜九頁)。
- (11) 秋山富男①「菅浦惣寺阿弥陀寺と菅浦文書について(上)」(『時宗教学年報』

- 四一号、二〇一三年、②「同(下)」(『同』、四二号、二〇一四年。以下それぞれ秋山論考①、同②と呼称)。
- (12) 米原市教育委員会「章齋文庫所蔵資料調査報告書」第一巻上〜第三巻下、二〇一四年。
- (13) 田中論考六〜七頁。
- (14) 「中世村の歴史語り」(吉川弘文館、二〇〇二年)、二頁。
- (15) 秋山論考①四六〜五一頁参照。
- (16) 藤山兼治①「滋賀県の地方史編纂」(中川泉三没後七〇年記念展実行委員会編『史学は死学にあらず』サンライズ出版、二〇〇九年)、二六頁。また、菅浦はこの二年前の四月、「菅浦与大浦下庄堺絵図」の模写図を作成している(滋賀大学経済学部附属史料館蔵菅浦文書写真帳、補遺八号、田中論考九頁も参照)。これも行政による地誌編纂事業と何らかの関係を有するのかもしれない。
- (17) 秋山論考①四六〜五〇頁。
- (18) 関口論考一二二〜一二九頁。
- (19) 田中論考六頁。
- (20) 秋山論考①五一〜五三頁参照。
- (21) 原本は阿弥陀寺に保管。当時の神社行政は内務省に属する社寺局によって担当されていた。これについては、さしあたり阪本是丸『国家神道形成過程の研究』(岩波書店、一九九四年)参照。
- (22) 藤山兼治②「中川泉三の生涯」(注16中川泉三没後七〇年記念展実行委員会編著所収)、一六頁。
- (23) 林屋辰三郎「近江須賀神社とその村落」(『中世文化の基調』東京大学出版会、一九五三年、初出一九四四年)、八四〜八六頁。
- (24) この他に現在「氏子総代持ち回りの文書箱」にあるという「無年月江州伊香郡雨ノ森村雨森孫之進ノ願書」もみえる(秋山論考①五二頁)。
- (25) 田中論考一四頁。
- (26) II・IIIについては秋山論考①五二頁参照。
- (27) 田中氏による推定に従うと、三九八号は例外となる。しかし現在の『菅浦文書』の配列における前後の文書(三九七・三九九号)は、いずれも田中氏によって本来B群に属したとされている。また、蔵持重裕氏は三九九号の包紙(「や」

とあり)を三九八号のもと推定している(「中世菅浦文書(八)」『滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要』四二号、二〇〇九年)。以上から、本文書も「いろ」は「…の包紙を持つ旧B群に属した可能性は高いように思われる。

(28) なお、これらの願書に対する行政側からの回答はなく、菅浦大明神の社格昇格は、この時は実現しなかった。明治四二年(一九〇九)一月、「保良神社」・「小林神社」・「赤崎神社」その他の周辺神社は「須賀神社」として合祀された(秋山論考①五二～五四頁)。なお、その後昭和二六年に林屋辰三郎が執筆した「須賀神社考証」(後に「近江須賀神社とその村落」として改訂され公刊。本稿第三章参照)にも本史料は引用されている。

(29) 中村直勝①「古文書の整理」(「中村直勝著作集」第五巻、淡交社、一九七八年、初出一九六二年)、五六～五七七頁。

(30) 秋山氏は、その「専門神職」とは、大正五年以来日吉社に出仕していたという菅浦新四郎安知氏の子菅浦新二氏であり、この頃からすでに中村直勝と面識があったとしている(秋山論考①五四頁)。

(31) 田中論考二〇頁。「蔵人所下文」とは、具体的には七一五、七一六号を指す。秘蔵された菅浦文書が近世にすでに開かれていたことを示す史料として関口恒雄氏が注目した宝暦五年(一七五五)一〇月二五日付「長橋殿繪旨等御改覽」(二二三号)には、七〇九・七〇七・七一六号の三通を「長橋殿」が改められたとある。田中氏の分類に従うならば、これらはいずれも旧B群に属す文書である(関口論考一二七～二八頁、田中論考二〇頁)。

(32) 秋山論考②一一七～一八頁参照。

(33) 『滋賀県教育会雑誌』二四五号、一九一六年。

(34) 『史学雑誌』二七巻二号、一九二六年。

(35) 中村直勝②「建武の中興と社会変革」(「中村直勝著作集」第二二巻、淡交社、一九七九年、初出一九六八年、一三六頁)など参照。なお、三浦周行は、京大文学部への着任に先駆けて、同大学より歴史資料の蒐集を委嘱されていたという(「京都大学大学院文学研究科・文学部日本史学専修ホームページ」より「日本史研究室の歩み」<http://www.bunkyo-to-u.ac.jp/japanese-history/jh-ayumi/>最終閲覧日二〇一五年一月五日)。その後京都帝大に着任した中村直勝による膨大な史料蒐集も、かかる路線を継承したものであったと考えられる。

菅浦文書の「発見」とその後

(37) 注29中村論考①五七～五八頁。

(38) 大鐘閣、一九二二年。

(39) ③「社会の諸相」(「中村直勝著作集」第二巻、淡交社、一九七八年、四四七頁参照。また、中村がその翌年に発表した④「禁裡供御人について」(「同」、二〇六頁)では、「二六〇〇通余」とされている。

(40) 田中論考一〇頁。また京都大学文学部所蔵菅浦文書影写本(以下、京大影写本と呼称)参照。

(41) 「菅浦共有文書(近世・近現代分)」より「近現代分」、請求記号…近一一。目録については注9を参照。

(42) A群「号外」綴についても、この時に中村が実見していたであろうことについては注87参照。

(43) 京大影写本を参照した。

(44) 関口論考一〇二～一〇三頁。

(45) 「蔵人出明細帳(大正七年度分)」。秋山②論考一一九頁。

(46) 中川泉三の事蹟については、注16中川泉三没後七〇年記念展実行委員会編著参照。

(47) 田中論考一五頁。

(48) 中川泉三著作集刊行会編「近江の史家 中川泉三著作集」第六巻(川瀬泰山堂、一九七八年、初出一九二八年)、四九〇頁。

(49) 「章資」一〇棚一五四五、(明治)四二年六月四日付「竹生島文書編纂掛へ借入の件について葉書」(「章資」、東京帝国大学史料編纂掛中村勝麻呂↓中川泉三。なお、この年の三月に泉三は「近江坂田郡志」編纂のために史料編纂掛に出向き、史料編纂掛に勤める多くの人物と人脈を築いたようである(注22蔭山論考②一〇頁)。

(50) 太田浩司「長浜町志の編纂」(注16中川泉三没後七〇年記念展実行委員会編著所収)、八一～八二頁。ただし、大正二年に渡辺世祐と面会したのは菅浦調査を依頼した竹生嶋宝蔵寺の峯寛ではなく、東浅井郡朝日村成就院住職の峯教貫という人物であった。事情は定かでないものの、峯寛以れば、当時、峯教貫とは「都合二依り当島及拙僧トノ関係ヲバ一切相絶」つ状況であったという(「章資」五棚一七〇八、(大正)三年一月二四日付「竹生島々誌編纂運動」)

- 力の礼などについて書簡、宝厳寺住職峰寛以下中川泉三。
- (51) 『蒲生郡志日誌』大正三年八月(『章齋文庫所蔵資料調査報告書』第一巻上、資一六頁)など。
- (52) 『章資』五棚一六四〇、大正三年七月三十一日付「竹生島出張の件について書簡」、東浅井郡私立教育会立川↓中川泉三。
- (53) 『章資』一棚一六〇四四、(大正)六年七月二五日付「菅浦行きについて書簡」、東浅井郡竹生嶋宝厳寺事務所↓中川泉三。
- (54) 『章資』一棚一六〇四五、(大正)六年八月六日付「菅浦行きについて書簡」、竹生島宝厳寺執事↓中川泉三。なお、「□」は判読できなかった文字を指す。以下同じ。
- (55) 『章資』一棚一六〇五六、(大正)六年八月一二日付「菅浦行きについて書簡」、東浅井郡竹生嶋宝厳寺事務所↓中川泉三。
- (56) 「役人」とは、中川とつながりのある付近の小学校教員や視学らであったと思われる。
- (57) 村外の人物として、初めて「菅浦文書」を整理・分類したという点では、中村直勝ではなく中川泉三を菅浦文書の「発見者」とみる余地もあろう。ただし中川自身は、中央史学者を差し置いて古文書を自ら「発見」することにさほど重要な意義を感じていなかったという(伊東ひろ美「中川泉三の歴史編さん」『栗東歴史民俗博物館紀要』五号、一九九九年、四四〜四五頁)。
- (58) 『章資』には、大正五年一月三〇日付の中村直勝書簡が残されており(一棚一五一三九、「弘安役関係史料影写送付願について書簡」中村直勝↓中川泉三)、両者はこの時一応知己の間柄ではあったようである。
- (59) 「三上参次」『国史大辞典』(鈴木圭吾執筆)。
- (60) 宮地正人「史料編纂所の組織と編纂事業の歩み」(東京国立博物館・東京大学史料編纂所編『時を超えて語るもの』東京大学史料編纂所、二〇〇一年)、八九〜九〇頁。
- (61) 青谷美羽「歴史学者・研究者」(注16中川泉三没後七〇年記念展実行委員会編著所収)、四五頁。
- (62) 田中論考一五頁。
- (63) 『章資』一棚一五二三四、(大正)五年一月二日付「三上参次来県日程の件について書簡」、蒲生郡役所水島(乙太郎)郡書記↓中川泉三、「同」二棚一七五二、(大正)六年八月三日付「暑中見舞と三上氏日野来訪の件などについて書簡」池田毅↓中川泉三、など参照。
- (64) 『章資』棚上函一六一一三、大正六年八月一日「日野訪問中止の件について書簡」三上参次↓中川泉三。
- (65) 『章資』二棚一七五五、大正六年一〇月四日「蒲生氏郷関係史料菅浦文書借用申込の件について書簡」三上参次↓中川泉三。
- (66) 東大史料編纂所蔵菅浦文書影写本が完成したのが大正七年三月(田中論考一〇頁)、京大影写本のそれが同年四月である(京大影写本奥書にて確認)。なお、このように東大史料編纂所に所蔵される影写本が京大で影写されるケースは、当時さほど珍しいことではなかったようである(『国史学会の今昔 戦中戦後京都の歴史学界(上)』『日本歴史』五八一号、一九九六年、四九頁)。
- (67) 「編纂略程」(滋賀県編『滋賀県史』第一巻、一九二八年)。
- (68) 井上優「牧野信之助と『滋賀県史』編さん」(『栗東歴史民俗博物館紀要』五号、一九九九年、五六頁)。
- (69) 秋山論考②一一九〜一二〇頁参照。
- (70) 秋山論考②一一九〜一二〇頁参照。
- (71) 「菅浦共有文書(近世・近現代分)」より「近現代分」、請求記号…近八。
- (72) 田中論考八頁参照。
- (73) 堀大慈「江州浅井郡菅浦阿弥陀寺什物等之記録」(『史窓』三六号、一九七九年)参照。
- (74) 堀大慈「江州浅井郡菅浦阿弥陀寺所蔵『日鑑』(上)」(『史窓』三七号、一九八〇年)、「同(下)」(『同』三八号、一九八〇年)参照。
- (75) 「江州浅井郡内菅浦村御検地帳」(菅浦共有文書(近世・近現代分))より「土地」、請求記号…二〇一)。
- (76) 秋山論考②一二〇頁参照。
- (77) 関口論考二二八頁。また、秋山氏が引用する田中氏が残された調査記録によれば、その他にも七四一、七四四、八五五、一二五八号が、「続集分」にもかかわらず引用されていることが知られる(秋山論考①六九頁)。
- (78) 「借覧証(県史編纂参考用として古文書綴等)」(菅浦共有文書(近世・近現代

分」より「近現代分」、請求記号：近一三一。

- (79) 「[通知] (県史編纂のため借用書類返却)」「菅浦共有文書(近世・近現代分)」より「近現代分」、請求記号：近一三一四。なお、いわゆる「堺相論絵図」のみ昭和二年(一九二七)一月二十五日付で返却されている(「通知」(県史編纂のため借用の乾元庄堺之図返却))「菅浦共有文書(近世・近現代分)」より「近現代分」、請求記号：近一六。

- (80) 秋山論考①五九頁。

- (81) 中村直勝⑤「堺相論」(「中村直勝著作集」第四卷、淡交社、一九七八年、四五七頁、秋山論考①五七～五八頁)。

- (82) 磯野實恵「序文」(「近江伊香郡志」、一九五二年)。なお、「近江伊香郡志」は何度か編纂事業の中断を経験しており、当初の予定より完成は大幅に遅れることとなった。

- (83) 「秋山氏保管文書」三。なお、これらの文書はいずれも大正六年に京大へ搬出されなかったいわゆるC群に属する文書とみられる(「秋山氏保管文書」)。

- (84) 「借用証(伊香郡郷土史編纂会へ提出の菅浦四至榜示絵図等史料)」「菅浦共有文書(近世・近現代分)」より「近現代分」、請求記号：近二。

- (85) 秋山論考②一一二頁。

- (86) 「[通知] 高島郡誌編纂のため貸与の古文書類返却」(「菅浦共有文書(近世・近現代分)」より「近現代分」、請求記号：近一五)。

- (87) 田中論考一〇頁。なお、史料②にみえる「信長の安土城築城の時に人夫及び物品を徴発せし状」が「阿閉貞征・同貞大連署状」(二二五八号)を指すとみられるため、この「号外」綴には、すでに中川泉三によって調査済みの文書が含まれていると考えられる。それにもかかわらず、なぜか京大は大正六年時にこれを借用せず、後になって結局「続集分」に組み入れられることとなったと推察される。中川の知人黒田惟信による「東浅井郡志(昭和二年刊)」の中で「続集分」のうち二五八号のみが引用されていること(秋山論考①七〇頁)の背景も、これによって説明がつくように思われる。

- (88) 秋山論考②一三一頁。

- (89) 注23林屋論考一〇九頁。

- (90) 注4赤松論考①四四一頁。

- (91) 田中論考一〇頁。

- (92) 具体的な史料徴証は確認できないものの、かかる動向には、この当時全国的に盛り上がりを見せていた一九四〇年の「皇紀二六〇〇年」奉祝事業が影響していると思われる。本事業の詳細については古川隆久「皇紀・万博・オリンピック」(中央公論社、一九九八年)参照。

- (93) 秋山論考①七八～八〇頁。

- (94) 秋山論考②一三四頁。

- (95) 勝山清次・早島大祐編「京都大学文学部日本史研究室所蔵和書目録」、二〇〇五年、三九頁。

- (96) 秋山氏によると、林屋らが「続集分」の調査のために菅浦を訪れた際に宿泊の世話をを行ったのも菅浦新二氏であったという(秋山論考②一三四頁)。

- (97) 秋山論考①七八～七九頁。

- (98) 「国史研究室通信」二六号、二四頁。

- (99) 注95勝山清次・早島大祐編著三九頁。

- (100) 注4赤松論考②五八四～五八五頁。

- (101) 史料が残されておらず、その正確な時期は不明である。

- (102) 「歳入出萬明細帳(昭和二六年度分)」、秋山論考②一三三頁。

- (103) 滋賀大学経済学部附属史料館には、この際に滋賀大学経済学部長江頭恒治氏が、菅浦区長北川新衛氏に宛てた菅浦文書の「預り証」が残されている。なお、D群(近世分)は昭和二年七月一九日付で契約された(同館所蔵「借用古文書・遺物覚」)。

- (104) 近世の菅浦新二郎家については、青柳周一「菅浦文書を読み直す」(「滋賀大学経済学部附属史料館研究紀要」四八号、二〇一五年)、五一～五七頁参照。秋山氏によれば、菅浦新二氏の父新四郎安知氏は菅浦住人から「代官さん」と呼ばれていたという(秋山論考①五四頁)。

- (105) 中村直勝と菅浦新二氏は、大正六年の菅浦文書調査以降、「長く交際があった」という(注29中村論考①五八頁)。

- (106) 田中論考一四頁参照。

- (107) 田中克行氏の調査によって判明した(堀井靖枝氏からの情報提供による)。なお、「滋賀県史」第二巻、七五九頁に引用されている「応永三十三年十月秋成年

貢銭十貫文の納状に「助三郎三井殿代官」とある一通」についても現在所在が
知れない。秋山論考①六九頁を参照。

(108) 田中克行「惣と在家・乙名」(注5田中著書所収、初出一九九六年)。

(109) 注5田中著書六七、六八頁。

(110) 小林丈広編著『京都における歴史学の誕生』(ミネルヴァ書房、二〇一四年)、
松沢裕作編『近代日本のヒストリオグラフィ』(山川出版社、二〇一五年)な
ど。

(111) 二〇一六年現在、菅浦区内の役職が隔年で交代する際、新役に当たった方々
は、菅浦文書原本を閲覧するために滋賀大学を訪れておられる。